

今後のスケジュール等



内閣府地方創生推進事務局

令和5年3月16日

区域方針、新たな規制改革事項の決定を踏まえた区域計画への位置付け（デジタル田園健康特区）

- 昨年11月に区域方針、12月に国家戦略特区諮問会議において新たな規制改革事項を決定。
- これらの内容を踏まえ、順次、必要な記載を区域計画に盛り込んだ上で、事業を推進。

○ 区域方針 (令和4年11月11日 内閣総理大臣決定)

<健康・医療>

- ・ 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進
- ・ 妊産婦健診情報を踏まえた先端的な予防医療サービス
- ・ AI技術等を活用した遠隔医療・リハビリや介護サービスの充実
- ・ 情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用

<移動・物流>

- ・ 医薬品等の効率的配送
- ・ 高齢者等の通院・外出支援サービスの提供

<その他>

- ・ 健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等
- ・ 各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備

○ 新たな規制改革事項 (令和4年12月22日 第56回国家戦略特区諮問会議)

- 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進
 - ・ 救急救命処置の範囲の拡大に関する先行的な実証【2022年度中に結論】
 - ・ 妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化【2023年度早期に措置】

- 情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用
 - ・ 情報銀行における要配慮個人情報の取扱いの検討、必要な措置【2023年度早期に措置】
 - ・ 保険者から委託されてPHR事業を行う際の被保険者番号の告知要求制限の解釈の明確化【2022年度中目途措置】

- 医薬品等の効率的配送
 - ・ 現行制度下ではカバーできない貨客混載の具体的なニーズ等への対応【2023年度速やかに措置】

- 健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等
 - ・ 起業準備活動期間の延長（6月→1年半）に関する特例【2022年12月措置】

- 上記以外の規制改革事項
.....

○ 区域計画への位置付け (今後のスケジュール)

協議が整い次第、区域計画に盛り込む

全国措置となる見込み
(区域計画への記載は不要)

全国措置となる見込み
(区域計画への記載は不要)

**今回、区域計画に盛り込み
2023年度より速やかに実施**
※あわせて、コワーキングスペースなど
関連する既存の特例についても記載

国家戦略特区WGにおいて
規制改革事項を引き続き議論

※マイナンバーについては、今国会にデジタル庁より、マイナンバー法改正案を提出。

今後のスケジュール（想定）

令和5年（2023年）

3月3日 改正国家戦略特区法 閣議決定

3月16日 第1回区域会議（区域計画案の審議）

3月下旬 国家戦略特区諮問会議（区域計画案の認定）

国家戦略特区ワーキンググループにおいて規制改革事項を引き続き議論

秋頃 第2回区域会議（区域計画案の審議）

国家戦略特区諮問会議（区域計画案の認定）

※以降も、規制改革事項の検討状況を踏まえ、

区域会議の開催、区域計画の変更等を行う。